

議案第 3 号

四條畷市地域密着型サービス等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市地域密着型サービス等運営委員会条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

令和 6 年度の介護保険法の一部改正において、指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業の指定を受けられるよう制度改正が行われたが、介護予防支援事業者の指定に際しては、介護保険法第 1 1 5 条の 2 2 第 4 項の規定により、あらかじめ介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるため必要な措置を講じる必要があると定められていることから、本市においては、四條畷市地域密着型サービス等運営委員会において必要な審議を行うこととし、四條畷市地域密着型サービス等運営委員会条例の対象事業に介護予防支援を追加いたしたく本案を提案した。

四條畷市地域密着型サービス等運営委員会条例の一部を改正する条例

四條畷市地域密着型サービス等運営委員会条例（令和５年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス」を「地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。